令和２年９月１５日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
福島働き方改革推進支援センター
推進委員長　中　目　敏　雄

連合会（全国センター）における働き方改革推進支援事業について

厚生労働省から連合会が受託した「働き方改革推進支援事業」について、県内の中小企業 9,177 社に専門家派遣利用に関するダイレクトメール（別添参照）が、9 月中旬から 12 月中旬（毎月 15 日予定）の 4 回に分けて発送されることとなりました。

**ダイレクトメール送付後 2 週間以内に当事業に登録した専門家（専門家に登録した県内社労士）が、ダイレクトメールを送付したすべての事業所に電話し専門家派遣の利用勧奨を行うこととなります。**

なお、連合会（全国センター）から専門家が電話する際の Q&A として以下のとおり示されております。

| |
|---|
| ４－３　アプローチする先に顧問社労士がいる場合もあると思うが、電話の初めに顧問社労士の有無を確認した方が良いのではないか？<br>→「利用勧奨を行った企業から、他の社労士が顧問契約していることを理由に個別支援を辞退する旨の申し出があった場合は、直ちに勧奨を止めること」。<br>この意味は、顧問社労士がいる企業においても、セカンドオピニオン的に別の社労士の話を聞きたい場合もあると想定されるので、顧問社労士の有無については、当方から確認するのでなく、企業側から顧問社労士がいることを理由として辞退することが表明された場合は、それ以上の勧奨を行わないでいただきたいという趣旨と理解してほしい。 |

上記の Q&A のとおり連合会（全国センター）としては、関与の有無確認は不要となっていますが、福島では次のように対応したうえでダイレクトメールの趣旨の説明を行うことといたします。

- **ダイレクトメールを送付したすべての事業所に電話をしたら、まず顧問契約に限らず関与社労士の有無を確認する。**
- **関与がありの場合は関与社労士に相談することを勧める。**
- **セカンドオピニオン的な相談であっても関与社労士の了解を事前に得て行う。**

関与先事業所にダイレクトメールが届き、問合せ等がございましたらご対応いただきたくお願いいたします。

全国社会保険労務士会連合会
委託事業運営本部　行

（全国共通）
**FAX：03-3548-8466**

# 社労士等による訪問相談申込書

本用紙に
必要事項を記入
してください

上記番号にFAXで
お送りください
※FAXに関するお問い合わせ先
TEL:03-3548-8460

後日、
担当する社労士等から
電話又はメールでご都合を
お伺いします

| 企業名 | 所在地 |
|---|---|
| | 〒　　－<br>都道<br>府県 |
| **電話番号** | **メールアドレス（任意）** |
| （　　） | @ |
| **部署・役職名** | **ご担当者名** |
| | |

**希望する相談内容について（複数選択可）**

- ☐ 時間外労働の上限規制、36協定の結び方
- ☐ 年次有給休暇の取得促進に関する対応
- ☐ 賃金規程・賃金制度の見直し
- ☐ テレワーク、時差通勤などの導入
- ☐ 仕事のIT化など、生産性向上の対策
- ☐ 助成金の活用方法
- ☐ 労働時間の削減、裁量労働制など労働時間管理
- ☐ 就業規則の作成・見直し
- ☐ パート労働者等の同一労働同一賃金に関すること
- ☐ 従業員の採用、定着対策
- ☐ 最低賃金の引上げなど賃金処遇対策
- ☐ その他
  （　　）

| 従業員数 | 就業規則の有無 |
|---|---|
| 人（パートを含む） | 有　・　無 |

**業務内容（任意）**

ア．建設業　イ．製造業（主要な生産物　　）　ウ．情報通信業　エ．運輸業
オ．卸売業（主要な取扱商品　　）　カ．小売業（主要な取扱商品　　）
キ．金融業・保険業　ク．不動産業　ケ．宿泊業　コ．飲食業　サ．生活関連サービス業・娯楽業
シ．教育・学習支援業　ス．医療施設　セ．福祉施設　ソ．社団法人・NPO法人
タ．その他（　　）

**本DMについて、社労士等から電話等でご案内はありましたか？**　有　・　無

## 昨年度の満足度調査の結果から（有効回答数：10,694 事業所）

### 相談支援の有益度は？

「有益であった」「概ね有益であった」合わせて **99%**

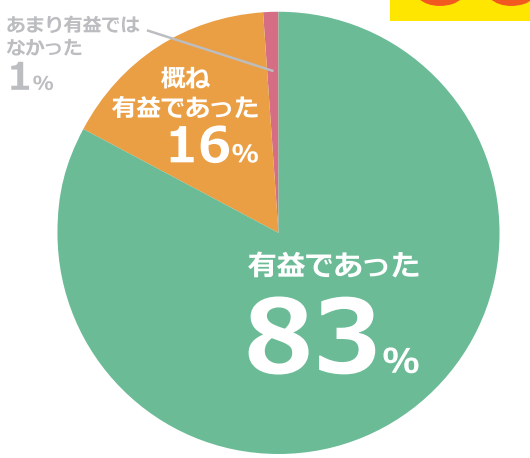


### 課題は解決した？

「すべて解決した」「概ね解決した」合わせて **90%**

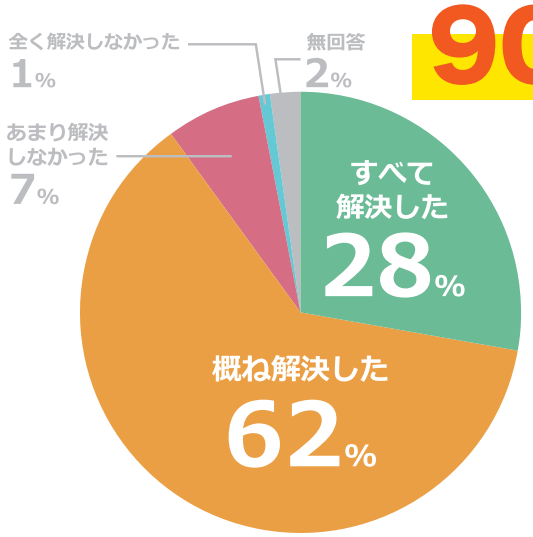


### 相談支援を志望したきっかけは？（複数回答）

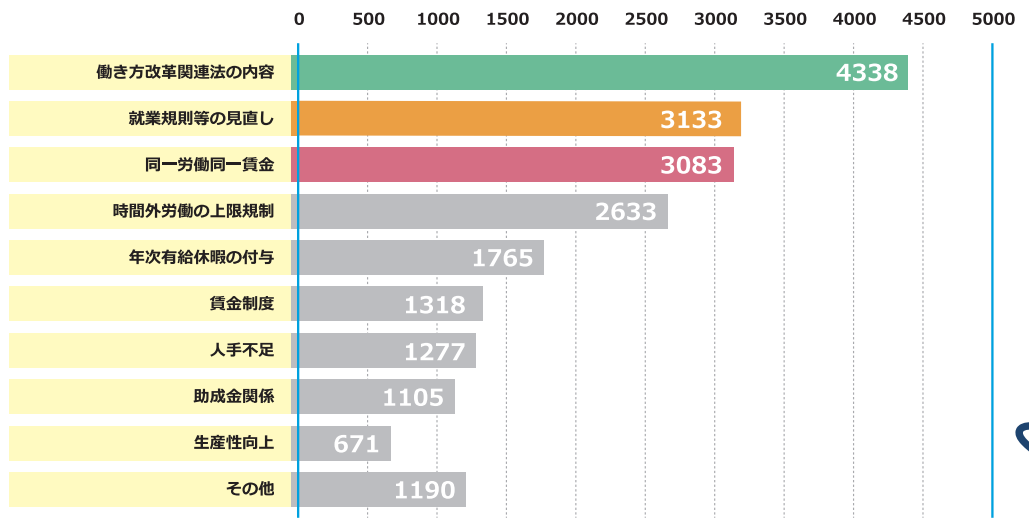

### 相談申し込み・お問い合わせ先

**◀相談のお申し込みはこちらから**

相談をご希望の方は、働き方改革特設サイトの訪問相談申込フォーム、もしくは別紙の申込書に必要事項を記入して、FAX にてお申し込みください。
後日、担当する社労士等から電話でご都合をお伺いさせていただきます。

**中小企業・小規模事業者の皆さま向け働き方改革特設サイト**
https://hatarakikata-sharoushi.org


お問い合わせ先　全国社会保険労務士会連合会委託事業運営本部
E-mail：sr-jimukyoku@shakaihokenroumushi.jp


**限定プレゼント実施中！**

相談の申込みをいただいた方には、
働き方改革のパンフレットや
本事業のサポート事例をまとめた
**「働き方改革ヒント発見」**
を差し上げます。

※画像はイメージです



# 中小企業・小規模事業者の皆さま
# 専門家の訪問相談サービスを利用してみませんか

**社労士等の専門家がわかりやすく対応！**

# 今なら相談無料


令和２年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
受託者：全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS


**働き方改革推進支援センター**

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 社労士等の労務管理の専門家があなたの会社までお伺いします！

相談は無料です。1回2時間を標準として、最大5回までご利用いただけます。

## 働き方改革関連法の施行が順次、始まっています。

働き方改革関連法が平成３１年４月から施行されていますが、令和２年４月からは中小企業･小規模事業者等にも「時間外労働の上限規制」が適用になり、令和３年４月からは、正規雇用労働者・非正規雇用労働者の不合理な待遇格差を是正するための、「同一労働同一賃金」への対応が求められます。

## 「働き方改革推進支援センター」で、無料で訪問支援が受けられます！

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成や賃金規程の見直し、労働条件等関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々な労務管理上の疑問点について、無料で相談・支援を行っています。

来所相談・電話相談のほか、社会保険労務士等の専門家が会社にお伺いする訪問支援も行っておりますので、「働き方改革推進支援センター」を、是非お気軽にご利用ください。

後日、改めて「働き方改革推進支援センター」の社会保険労務士等から、電話等でご案内をさせていただく場合がありますので、是非ご検討ください。

厚生労働省　雇用環境・均等局
労働基準局

※すでに本事業を利用されている中小企業・小規模事業者の皆さまにもこの資料をお送りしています。再度のご利用もできますので、相談を希望される企業はお申し込みください。

社会保険労務士等の労務管理の専門家が労働時間の上限規制への対応や同一労働同一賃金の実現など、「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者を訪問して、ホップ・ステップ・ジャンプの３段階の相談支援により、着地までリードします。

## こんなことで悩んでいませんか？

- 残業を減らしたいが、やり方が分からない。
- 36 協定の作り方が分からない。
- 新型コロナウイルス対策として、テレワークや時差通勤を実施したいのだが、就業規則は変更しなくていいのだろうか、従業員にはどう伝えたらいいだろうか。
- せっかく時間をかけて仕事を教えたのに、従業員が退職してしまう、どうしたら定着率を上げることができるだろうか。
- パートタイマーと正社員の賃金や手当をどう見直せば、同一労働同一賃金になるのだろうか、難しくて分からない。
- いろんな助成金があるが、使い方が分からない。
- 就業規則を見直したいが、どこから手を付けたらいいか分からない。
- 「働き方改革」と言われても、そもそも労働関係の法律は複雑で何から手を付けたらいいか、分からない。
- 最低賃金が毎年上がり、どう対応したらいいのか困っている。

そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！

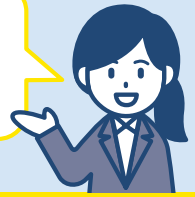

## ！ 働き方改革ヒント発見

社労士等による訪問相談サービスを利用した企業の体験談を紹介します。

### 年休制度の改善を端緒として労務管理全般の見直しをすることができた

株式会社〇〇工業　食料品製造
大阪府　従業員 40 名

年次有給休暇の年５日の付与義務の遵守に不安があったが、社労士等の訪問相談サービスを利用することにより、労務管理全般の見直しをすることができた。

年休付与については労使協定に基づく計画的付与を採用し、年間カレンダーに各人が取得希望日を記入させることにした。

合わせて、社内で作成した年休管理簿を再度社労士に確認していただき、必要な書類を整備し、就業規則の見直しをすることができた。

### 同一労働同一賃金を実現し、会社の魅力を高めることができた

株式会社〇〇販売　小売業
岡山県　従業員 80 名

同一労働同一賃金について、不合理な待遇差の考え方を知りたいと思い、社労士等の訪問相談サービスを利用した。

社労士からは、これまでの判例で、責任の程度、業務の内容、転勤の有無、配置転換の有無等がどのように考慮されているのかについて説明を受けた。加えて、魅力的な会社にするために、人事評価制度の導入が必要であるとのアドバイスを受け、賃金アップをした場合の助成金（キャリアアップ助成金の賃金規定等改定コース）を紹介された。同一労働同一賃金についての理解が深まり、賃金規程の改定について検討を進めることができた。

厚生労働省都道府県労働局委託事業

# 働き方改革推進支援センターのご案内

**働き方改革推進支援センターでは、社労士等の労務管理の専門家が、働き方改革についての相談に応じています。相談無料、秘密厳守です。**

## 中小企業・小規模事業者の皆さまへ

「働き方改革関連法」の施行が順次、始まっています。
2019年4月より、年次有給休暇の年5日の確実な取得が、
2020年4月より時間外労働の上限規制が施行されています。
さらに、2021年4月からは、同一労働同一賃金への対応が求められます。

## こんなことで悩んでいませんか？

- 残業の上限規制って何？
- 助成金の申請はどうすればいいの？
- 36協定ってどうやって作るの？
- 同一労働同一賃金ってどうすればいいの？
- わが社の就業規則を見てほしい
- テレワーク対応ってどうすればいいの？

そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！

## センターの支援内容

詳しくは 働き方改革特設サイト で検索
https://hatarakikata-sharoushi.org

### 来所相談・電話相談

専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。
電話での相談も受け付けています。
（受付時間：原則 平日午前10時～午後5時）

### メール相談

メールでの相談も可能です。
メールアドレスは各センターのホームページにてご確認ください。

### 企業への専門家派遣（訪問相談サービス）

会社まで専門家がお伺いして、
1回あたり2時間程度、最大5回まで、
無料で相談をお受けします。

### 相談窓口への専門家派遣

商工団体や市町村等で出張相談会を実施します。

### セミナー開催

センターの企画により、随時、
働き方改革セミナーを開催しています。

各都道府県の働き方改革推進支援センターのお問い合わせ先はチラシ裏面をご覧ください

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 令和２年度 働き方改革推進支援センターお問い合わせ先一覧

| 都道府県名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 北海道 | 札幌市中央区北１条西３丁目３－33　リープロビル３階 | 0800-919-1073 |
| 青森 | 青森市青柳２－２－６ | 0800-800-1830 |
| 岩手 | 盛岡市仙北２－10－17 | 0120-664-643 |
| 宮城 | 仙台市宮城野区原町１－３－43 | 0120-97-8600 |
| 秋田 | 秋田市大町３－２－44 大町ビル３階 | 0120-695-783 |
| 山形 | 山形市香澄町３－２－１　山交ビル４階 | 0800-800-3552 |
| 福島 | 福島市御山字三本松 19－３ | 0120-541-516 |
| 茨城 | 水戸市三の丸２丁目２－27　リバティ三の丸　２階 | 0120-971-728 |
| 栃木 | 宇都宮市宝木本町 1140 － 200 | 0800-800-8100 |
| 群馬 | 前橋市元総社町 528－９ | 0120-486-450 |
| 埼玉 | さいたま市大宮区吉敷町１丁目 103　大宮大鷹ビル 306 号 | 0120-729-055 |
| 千葉 | 千葉市中央区中央４－13 － 10　千葉県教育会館本館４階 | 0120-17-4864 |
| 東京 | 新宿区西新宿１－22－２　新宿サンエービル１階 | 0120-232-865 |
| 神奈川 | 横浜市中区尾上町５－77－２　馬車道ウエストビル６階 | 0120-910-090 |
| 新潟 | 新潟市中央区天神１丁目 12 番地８号　LEXN　B　５階 | 0120-009-229 |
| 富山 | 富山市桜橋通り６番 11 号　富山フコク生命第２ビル　５階 | 0800-200-0836 |
| 石川 | 金沢市尾山町９－13　金沢商工会議所会館３階 | 0120-319-339 |
| 福井 | 福井市西木田２－８－１　福井商工会議所１階（ふくいジョブステーション） | 0120-14-4864 |
| 山梨 | 山梨県中巨摩郡昭和町河西 1232－1　ＨＵＣＯＭ　２階 | 0120-755-455 |
| 長野 | 長野市大字中御所字岡田 131 － 10 | 0800-800-3028 |
| 岐阜 | 岐阜市神田町６丁目 12 番地　シグザ神田５階 | 0120-226-311 |
| 静岡 | 静岡市葵区追手町 44 番地１　静岡産業経済会館５階 | 0800-200-5451 |
| 愛知 | 名古屋市千種区千種通７－25－１　サンライズ千種３階（タスクール内） | 0120-006-802 |
| 三重 | 津市栄町２丁目 209　セキゴン第２ビル２階 | 0120-111-417 |
| 滋賀 | 大津市打出浜２番１号　コラボしが 21　５階　滋賀経済産業協会内 | 0120-100-227 |
| 京都 | 京都市中京区亀屋町１６７－１　ディ・ピュイ亀屋ビル３階 | 0120-417-072 |
| 大阪 | 大阪市北区天満２－１－30　大阪府社会保険労務士会館５階 | 0120-068-116 |
| 兵庫 | 神戸市中央区港島中町６丁目１番地　神戸商工会議所会館９階 | 0120-79-1149 |
| 奈良 | 奈良市西木辻町 343 番地１　奈良県社会保険労務士会館 | 0120-414-811 |
| 和歌山 | 和歌山市西汀丁 36　和歌山商工会議所２階 | 0120-731-715 |
| 鳥取 | 鳥取市富安１－152　SG ビル４階 | 0800-200-3295 |
| 島根 | 松江市母衣町 55 番地４　島根県商工会館７ | 0120-514-925 |
| 岡山 | 岡山市北区厚生町３丁目１番 15 号　商工会議所ビル１階 | 0120-947-188 |
| 広島 | 広島市中区基町 11 － 13　合人社広島紙屋町アネクス４階 | 0120-610-494 |
| 山口 | 山口市吉敷下東１丁目７番 37 号　アネックス鳳陽Ｂ | 0120-172-223 |
| 徳島 | 徳島市南末広町５番８－８号　徳島経済産業会館２階 | 0120-967-951 |
| 香川 | 高松市番町２丁目２番２号　高松商工会議所会館５階 | 0800-888-4691 |
| 愛媛 | 松山市大手町２丁目５－７　松山商工会館別館１階 | 0120-005-262 |
| 高知 | 高知市布師田 3992－２　高知県中小企業会館１階 | 0120-899-869 |
| 福岡 | 福岡市中央区天神４－４－11　天神ショッパーズ福岡８階 | 0800-888-1699 |
| 佐賀 | 佐賀市川原町８－27　平和会館１階 | 0120-610-464 |
| 長崎 | 長崎市五島町３－３　プレジデント長崎２階 | 0120-168-610 |
| 熊本 | 熊本市中央区細工町４丁目 30－１　扇寿ビル５階 | 0120-04-1124 |
| 大分 | 大分市府内町１－４－16　河電ビル 202 号 | 0120-450-836 |
| 宮崎 | 宮崎市橘通東４－１－４宮崎河北ビル７階 | 0120-975-264 |
| 鹿児島 | 鹿児島市下荒田３－44 － 18　のせビル２階 | 0120-221-255 |
| 沖縄 | 那覇市前島２－12 － 12　セントラルコーポ兼陽 205 | 0120-420-780<br>0120-420-781 |

相談受付時間　平日 9:00～17:00　※センターにより異なる場合があります。詳しくは各センターのホームページをご覧ください。

**中小企業・小規模事業者の皆さま向け働き方改革特設サイト▶ https://hatarakikata-sharoushi.org**